

# マネジメントレポート

2007年 3月

## 今回のテーマ： リース会計基準の変更と税制改正

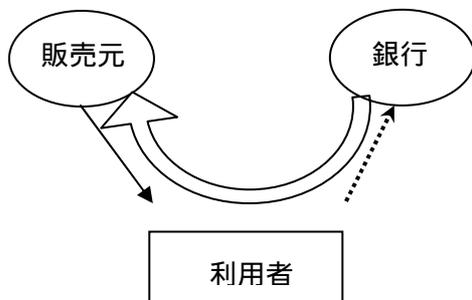
リース取引にかかる企業会計上の取扱いが変更され、これにあわせて、税法も改正されます。

取扱い変更の趣旨は、「所有権移転外ファイナンス・リース」取引について、主流である賃貸借処理（例外処理）を廃止し、売買処理に一本化するものです。

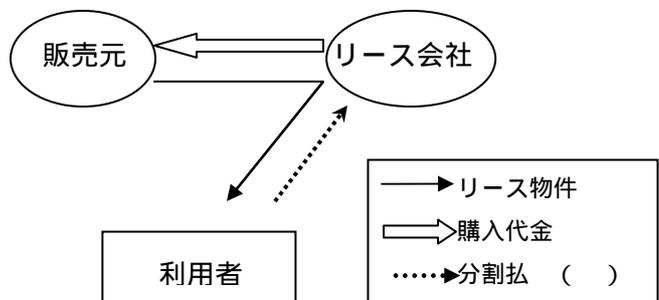
### 1 リース契約の実質

リース契約は、利用者がリース会社からリース物件を借り受ける契約です。しかし、リース会社が当初からその利用者に貸し出すことを目的としてリース物件を購入し、解約制限等により、リース物件を利用するのが当該利用者に限られる場合は、実質的には、利用者が購入代金を借り受けて、リース物件を購入する場合と類似したものとなります。

#### 【売買】



#### 【リース】



上の図のとおり、リース物件は利用者が利用、リース物件の購入代金は金融機関（銀行・リース会社）から販売元へ即時支払い、利用者は金融機関に対し、購入代金及び利息相当額を分割支払い、の3点は互いに共通しています。さらに、精算条項により、リース物件の利用を停止しても、利用者がリース会社に残代金相当額を支払う場合は、賃貸借処理よりも、むしろ、売買取引として取り扱うことが、実態に近いと考えるわけです。

### 2 売買処理の内容

売買処理の考え方は、つぎのとおりです。

	売買処理	賃貸借処理
リース契約	リース物件の購入と購入代金の借入	リース物件の賃借
リース料	借入元本返済と利息支払	リース物件の賃借料
解約精算金	未返済元本の一括返済	違約金
費用認識	減価償却をリース期間定額法にて。 支払利息を期間経過に応じて。	賃借料を利用期間に応じて。

#### お見逃しなく！

- リース会計基準の変更は原則として平成21年3月期から、税制改正は平成20年4月1日以後に締結するリース契約から、各々適用されます。
- 売買処理により、従来と比べ資産・負債が大きくなり、経営指標にも影響を与えます。